

第3号議案

会則改正案

(注)改正条文のみ掲載
改正箇所をゴシック表示

旧	
第1条	本会は、東海大学甲府高等学校同窓会（以下「本会」という。）と称し、事務局を甲府市金竹町1番1号・東海大学甲府高等学校内に置く。
第5条	本会の正会員は、次のとおりとする。 (1) 山梨高等経理学園卒業生 (2) 山梨高等経理学校卒業生 (3) 山梨高等商業学校卒業生 (4) 山梨経理専修学校卒業生 (5) 山梨商業高等学校卒業生 (6) 東洋大学第三高等学校卒業生 (7) 東海大学甲府高等学校卒業生
第7条	本会に、名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役を置く。 (1) 名誉会長は、東海大学甲府高等学校長とする。 (2) 最高顧問、顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が選任する。
第8条	本会に、正会員のなかから次の役員を置く。 (1) 会長 (2) 会長代行 (3) 筆頭副会長 (4) 副会長 (5) 第4条に定める実施機関の正副部長 (6) 事務局長 (7) 事務局次長 (8) 会計 (9) 会計監査 (10) 理事 若干名
新	
第1条	本会は、東海大学 付属 甲府高等学校同窓会（以下「本会」という。）と称し、事務局を甲府市金竹町1番1号・東海大学 付属 甲府高等学校内に置く。
第5条	本会の正会員は、次のとおりとする。 (1) 山梨高等経理学園卒業生 (2) 山梨高等経理学校卒業生 (3) 山梨高等商業学校卒業生 (4) 山梨経理専修学校卒業生 (5) 山梨商業高等学校卒業生 (6) 東洋大学第三高等学校卒業生 (7) 東海大学 付属 甲府高等学校卒業生
第7条	本会に、名誉会長、最高顧問、顧問及び相談役を置く。 (1) 名誉会長は、東海大学 付属 甲府高等学校長とする。 (2) 最高顧問、顧問及び相談役は、役員会の推薦により会長が選任する。
第8条	本会に、正会員のなかから次の役員を置く。 ただし、第8号に定める役員は、学校職員のなかから置くことができる。 (1) 会長 (2) 会長代行 (3) 筆頭副会長 (4) 副会長 (5) 第4条に定める実施機関の正副部長 (6) 事務局長 (7) 事務局次長 (8) 会計 (9) 会計監査 (10) 理事 若干名
付 則	本会則は、2014年11月23日改正施行する。